

一般財団法人荒井芳男記念財団

奨学金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人荒井芳男記念財団(以下「当財団」という)の定款第4条の規定に基づき奨学金の給付等を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 大学とは、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に定める大学をいう。なお、短期大学、専門学校、大学校、高等専門学校の専攻科・別科、大学院への進学は含まないものとする
- (2) 奨学金とは、奨学生に給付する学資金をいう
- (3) 奨学生とは、当財団奨学金の給付を受けて学ぶ学生をいう

(応募資格、給付期間及び金額)

第3条 奨学生の応募資格、給付期間及び金額については、採用された年度の募集要項に従うものとする。

(奨学生の申請手続き)

第4条 奨学金受給を志願する者は、各年度の募集要項に定められた事項及び書類を当該要項記載の方法により、当財団へ提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事会が決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を合格者に対し通知するものとする。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、採用された年度の募集要項に従い、年額を交付するものとする。

- 2 奨学金は、直接本人に振込して交付するものとする。

(学業成績及びレポートの報告)

第7条 奨学生は、財団所定のレポート等を当財団の定める期日までに代表理事に提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を代表理事に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 長期欠席(3カ月以上の欠席をいう)、休学、転学または退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 在学校の学籍を失ったとき
- (5) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

(奨学金の辞退)

第9条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還請求)

第10条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

- (1) 第8条の2号から6号のいずれかに該当したとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

第3章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第11条 以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

第4章 補 則

(実施細目)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和3年1月18日より施行する。